

健康診断について

エイチ・アイ・エス健康保険組合では事業主と共同で健康診断の事業を実施しています。被保険者及び被扶養者の方は、毎年1回、健保、事業主負担により健診を受診できます。健康の維持、病気の早期発見のため、1年に1回は定期的に健康診断を受けましょう。

○受診時期、回数

令和4年度：令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間に1回受診可能

○健診の種類と受診資格

- ① 受診資格年齢は令和4年度年度末（令和5年3月31日）時点の年齢です。
- ② 基本健診コースの年齢による区分が変更となります
 - 1) 簡易生活習慣病健診 令和4年度は30歳以下
 - 2) 生活習慣病健診 令和4年度は31歳から35歳
 - 3) 人間ドック 令和4年度は36歳以上
- ③ 各医療機関と契約している基本コースについては、自己負担は一切ありません。（一部例外の医療機関を除く）
- ④ 健保負担の人間ドック及び生活習慣病健診のオプション検査は下記の2種類限定となります。
 - 1) 乳がん検診（マンモグラフィー、超音波のうち、いずれか1種類のみ）
 - 2) 子宮がん検診上記以外のオプション検査は全て自己負担で、健診機関に直接申し込みの上、窓口払い（カフェテリアポイントは利用不可）となります。

○受診の手順

- ① 受診される場合は、まずは契約健診機関を選択し、ご希望の健診機関を選び、ご自身で電話して予約をお取りください。予約の際、「エイチ・アイ・エス健康保険組合の加入者」である旨を必ずお伝えください。折り返し、健保より『健康診断受診承認書』をお送りします。
- ② 受診当日は「健康保険証」を持参して下さい。健診機関で本人確認を行います。

